



- I. 事実調査におけるヒアリング手法
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2018年  
10月号

### I. 事実調査におけるヒアリング手法

執筆者: 木目田 裕

第三者委員会調査や社内調査では、書類や電子メール・ファイルその他の客観的・物的証拠の収集・分析とともに、関係者のヒアリングが重要です。

関係者のヒアリングにおいては、人の認識・記憶・叙述の正確性には限界があること、ヒアリング対象者が故意に嘘を述べることもあり得ることを念頭に置いて、ヒアリング対象者の供述を鵜呑みにせず、その信用性について厳密に吟味して、事実認定していく必要があります。

次に掲げたのは、供述の信用性の判断に当たって、一般的に指摘される着眼点です。

#### 【信用性の判断手法】

- ① 物的証拠・客観的証拠との整合性
  - ⇒ 説明の一部に物的証拠・客観的証拠と矛盾があったからといって、説明全てが信用できないと即断してはならない
  - ⇒ 説明の核心部分の信用性に結びつく矛盾であるかどうか
- ② 説明内容の具体性・一貫性・合理性
  - ⇒ 人が真に体験していないことがらを説明する場合には、具体性を欠き迫真性や臨場感に乏しくなる
  - ⇒ 説明内容に変遷がある場合、説明を変えるようになった理由を合理的に説明できるかどうか
  - ⇒ 伝聞の場合には、信用性の判断は特に慎重になる必要がある
  - ※ 「なぜ」という質問の重要性
  - ※ 供述が変わる場合にはその理由を聞く。それで相手が本当のことを話しているかどうか分かることが多い
- ③ 虚偽説明の動機の有無
  - ⇒ 関係者の人的関係性、利害関係の有無等により判断
  - ⇒ 内部通報の場合などは、通報に至った経緯も重要

今回は、このうち、「なぜ」という質問の重要性について若干ご説明します。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

私が検事 1 年目のときに、とある上司から「立ち小便の理論」という取調べの極意を教わりました。その上司いわく、もし、ある人が「立ち小便しました」と供述したら、取調官は「わかりました」でスルーするのではなく、

- ・ なぜ、立ち小便をしたのか？
- ・ なぜ、そこで立ち小便したのか、なぜ、その 1 メートル手前でしなかったのか、なぜ、その 1 メートル後でしなかったのか、なぜ、自宅まで我慢できなかったのか、なぜ、駅でしなかったのか等々を質問するべきだ、というわけです。

つまり、取調べ対象者の供述に対して、一見すると詰まらないことや平凡なことであっても、人の行動には何か理由や事情があるのだから、「なぜ」という質問をすることが重要だということです。

単純な仮想事例で、もう少し具体的に説明します。例えば、深夜、「ひったくり」があって、その現場及び犯人の目撃者がいます。目撃者が「その日、仕事が終わって帰宅するため、駅から歩いて自宅へ向かいました。自宅の 100 メートル手前でひったくりを見ました。犯人はこういう特徴があって、この人です」と供述する際、「ひったくり現場にさしかかる直前に立ち小便をしました」と供述したとします。

ここで、「立ち小便の理論」の登場です。取調官としては、目撃者に「なぜ、そこで立ち小便をしたのか」等の質問を連発します。そうすると、目撃者が「実は、仕事帰りに職場近くの居酒屋でかなり酒を飲んでいました。それで家まで我慢できなくて・・・」と供述するかもしれません。となると、目撃者が酒をかなりの量飲んでいたことが判明するわけで、そうであれば目撃供述の正確性を一歩引いて見る必要があります。

あるいは、目撃者は「たまたま、立ち小便現場の塀のそばに、コーラの空き瓶が置いてあって、面白半分に小便で狙いを付けてその空き瓶を倒そうと思ったんです」と言うかもしれません。そして、その現場に行ってみたら、電柱もなく暗いところ、実際にコーラの空き瓶が倒れていたことが判明する。仮想事例の極端なケースですが、液体を採取したところ、その目撃者の尿と成分が同一すると特定できたとします。そうなると、一種の「秘密の暴露」のようなものでありまして、目撃者の供述の信用性は高まるわけです。いくら被告人・弁護人側が、目撃者の証言に対する反対尋問で、「ひったくり現場は暗くて一瞬なのに見えたのか、見間違いじゃないか、仕事帰りに酒を飲んでいただろう」等々と攻めても、ひったくりを目撃する直前に、このような話もあって裏付けもあるのですから、目撃証言の信用性は大丈夫である、と断言しやすくなるわけです。

こうした一見すると事件に関係のない話も、供述や証言の信用性の検証のためには非常に重要であり、取調官や目撃証人が淡々と話しているだけでは必ずしも出てこない供述であり、「なぜ」の連発ではじめて判明することが少なからずあります。

そのほかにも「なぜ」という質問に効果がある場面は多数あります。例えば、事務所破りという窃盗の常習者が深夜のオフィスに侵入して金品を窃取した案件で、犯人性を特定する証拠は自白だけという場合に、「なぜ、その時に限って、その方法で侵入したのか」という質問をすることで、その現場に限っては特殊な状況があったとの供述を得て、その裏付けを取ることによって「秘密の暴露」と言い得る供述を得たこともありました。また、かかる「なぜ」という質問を連発することで、取調べ対象者から合理的な筋の通った説明をして貰い、結果として、自然であって迫真性があることを示す供述を得ることもなります。あるいは、「なぜ」という質問に対して、取調べ対象者が答えに窮して真相を供述することもあるわけです。

思うに、これは取調べやヒアリングの場面に限らないのでしょう。

相手の説明に対して「なぜ」という疑問が湧く限り、その「なぜ」を突き詰めていくことが、不祥事等での真相解明のみならず、日々の業務にも大いに資するのだと思います。



きめだ ひろし  
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

## Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2018年9月25日】

### 証券監視委、平成29年度の「開示検査事例集」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm>

証券取引等監視委員会は、平成29年度の「開示検査事例集」を公表しました。平成29年度における開示規制違反は、全て不適当な会計処理による有価証券報告書等の虚偽記載であったとのことです。同事例集は、特に売上の架空計上(商品を引き渡していないにもかかわらず、代金債権を第三者に譲渡して入金を受け、当該入金額を売上として計上したケース等)や、売上の過大計上(要件(進捗部分についての成果の確実性)を欠く工事進行基準の適用及び合理性を欠く工事進捗度の算定により、売上を過大に計上したケース等)など、「売上」に係る虚偽記載が目立ったことを指摘しています。

【2018年9月25日】

### 産業競争力強化法に基づく技術等の情報の管理措置に係る認証制度、開始

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/technology\\_management/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html)

同制度は、事業者が、国の認定を受けた機関から、自社で実施している技術等情報漏えい防止措置(改正産業競争力強化法2条18項)が、「技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準」に適合している旨の認証を受けることのできる制度です。なお、本日現在、国の認定を受け、認証業務を行っている機関は存在しません。

【2018年9月26日】

### 公取委、確約手続に関する対応方針を策定

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/sep/180926kakuyaku.html>

同手続は、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者が合意により自主的に早期に解決するための手続です。同手続の概要は以下のとおりです。

- ① 公正取引委員会は、調査開始後、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認める場合、独占禁止法の規定に違反する疑いのある行為(以下「違反被疑行為」という。)の概要及び法令の条項を事業者に通知する。公正取引委員会は、当該通知後は原則として立入検査、報告命令、供述聴取等の調査は行わない。
- ② 事業者は、通知を受けてから60日以内に、違反被疑行為の排除措置又は排除確保措置(以下併せて「確約措置<sup>1</sup>」という。)を記載した確約計画を自主的に作成し、確約手続に係る申請を行う。
- ③ (1)確約計画において定められた確約措置が違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分であり、(2)確約措置が確実に実施されると見込まれる場合、公正取引委員会は確約計画の認定を行う。
- ④ 公正取引委員会は、確約計画の認定を行った場合、排除措置命令及び課徴金納付命令を行わず、代わりに、確約計画の概要、違反被疑行為の概要その他必要事項を公表する。
- ⑤ ②において事業者が申請を行わなかった場合、③において事業者の申請した確約計画が認定基準を満たさず却下された場合、及び④において確約計画が認定された後、事業者が確約措置を実施しなかった等の理由で認定が取り消された場合には、通常手続に移行する。

なお、入札談合や価格カルテル等のハードコアカルテルに当たる違反被疑行為、過去10年以内に行った違反行為と同一の違

<sup>1</sup> 確約措置の典型例としては、違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認、取引先・利用者等への通知又は周知、取引先等に提供させた金銭的価値の回復、履行状況の報告などが挙げられている。

反被疑行為、及び刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑行為については、確約手続の対象外とされています。

【2018年9月26日】

**金融庁、2018事務年度の金融行政方針を公表**

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180926.html>

同方針は、重要施策の1つとしてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を掲げています。具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 本年2月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」<sup>2</sup>等に基づき、金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与リスクを分析・評価し、当該リスクに応じてオンサイトも含めたモニタリングを強化する。
- ② 2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査に向け、優良事例も含めたモニタリングの成果を金融機関等に還元し、業界全体におけるマネロン・テロ資金供与対策の強化を図る。
- ③ 本年4月より開催している「マネロン対応高度化官民連絡会」等を通じて、業界団体や金融機関等に対して、マネロン・テロ資金供与リスクへの適切な対応、並びに当局及び他の金融機関等との連携・共同化を通じた態勢整備の強化を促し、その重要性についての意識啓発を行う。

【2018年10月2日】

**経産省、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」を改訂**

<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008.html>

改正指針の概要は以下のとおりです。

- ① 指名委員会及び報酬委員会は、社外役員を中心とした構成とすることが望ましく、(1)社外役員が少なくとも過半数を占める構成とするか、又は(2)社外役員とそれ以外の委員が同数であっても委員長を社外役員とすることを検討すべきである。
- ② 社外取締役の再任上限を設定した上で、それぞれの交代のタイミングをずらし、一定のサイクルで社外取締役が入れ替わるような仕組みを設けることを検討すべきである。
- ③ 退任した社長・CEO経験者を相談役・顧問として会社に置く場合には、その氏名、役職・地位、業務内容等について積極的に情報発信を行うことが望ましい。

【2018年10月15日】

**金融庁、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」を策定**

[https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance\\_revised.html](https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_revised.html)

同指針は、今後金融庁が金融機関に対して検査・監督を実施する際の留意点として、①コンプライアンスの問題をビジネスモデル・経営戦略の問題と表裏一体と捉え、金融機関の経営陣との対話を積極的に行うこと、②重要な問題に焦点を当てた、リスクベースのモニタリングを実施すること、③金融機関の規模・特性に応じて過度な負担とならないよう配慮することを挙げています。

【2018年10月19日】

**金融庁、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を改訂**

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20181019-cyber.html>

同指針は、①既存業務の外部委託等によって生じるリスクやクラウドの利用など特定の事業者や技術への依存度が高まることによる集中リスク等への対応策を金融機関に促していくこと、②特に中小金融機関につき、サイバーセキュリティに係る管理体制の実態を把握し、必要に応じて立入検査も実施することなどを内容としています。

<sup>2</sup> 本ガイドラインの内容につきましては、本ニュースレター2018年2月号([https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management\\_1802.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1802.html))をご参照下さい。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y.takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y.takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[a.nishida@jurists.co.jp](mailto:a.nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。